

第 67 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事抄録

<池尻川・精進川流域（第二回）>

日時：平成 30 年 12 月 27 日（木）

13 時 40 分～14 時 40 分

場所：愛知県庁 6 階 正庁

◇議題

池尻川・精進川流域（第二回）

- 前回委員会での意見と回答
- 流域及び河川の概要
- 河川整備計画の方向性について
- 質疑

◇質疑

【委員】

参考資料に代替案比較検討シートというのがあり、治水効果や環境への影響をマルやバツで評価しているが、文章と合っていないようで、どのように解釈したらよいかわからない。何か比較して選定するために使うということであるならば、きちんと整理しておくべきではないか。

【事務局】

精査して修正する。

【委員】

資料-2 の 19 ページの池尻川の現況流下能力の評価について、豊川用水に雨水が流入する部分があるということで、年超過確率 5 分の 1 の雨の場合は 5 トンから 10 トン程度の流量が豊川用水に流入してカットされると整理されている。

豊川用水は用水供給のために必要な断面を確保しているので、河道水位が満杯のときに 5 分の 1 の雨が降って安全に流下できるか、管理者である水資源機構に意見を聞いた方がよいのではないか。

【事務局】

豊川用水の開水路は山裾を縫うように走っており、地形上流入が想定されるということで、計算上半分程度が流入した場合にどうなるかを確認している。

管理者である水資源機構とは計画流量を下げるということではなく、現況の評価として見込めるのではないかとということで打合せをし、差支えないということでこのように整理している。

【委員】

水路より高いところの排水が、豊川用水の下をくぐって流れていくような排水設備ができて

いないかを確認しておいたほうがよい。

**【事務局】**

排水施設等があることは確認しており、その上で差し支えないということで調整している。

**【委員】**

県庁でも、農地部局とその辺りの確認をしておいたほうがよい。

**【事務局】**

農地部局とも担当レベルで話をした上で、水資源機構と調整を行った結果、このような整理をした。

**【委員】**

資料-2の24、25ページに堰というのがあって、池尻川だと2.5mの落差工が整備されていると書いてある。精進川では堰が4つ描かれているが、28ページを見ると池尻川は0.3mから0.5mの落差工が3箇所、精進川は落差工が4箇所設置と書かれている。落差工と堰が混同して書かれているので、しっかり区別して明記していただきたい。

それと、今回河川を整備する際に、落差工に対して何らかの対策をするのかどうかが見えてこないで、特に大きな落差工2.5mに対して何をするのか教えてほしい。

**【事務局】**

堰と落差工の表現は修正する。

まず、池尻川の一番大きい落差工は潮止としての機能を持っており、落差工の上流側の高さがT.P.0m、下流側はT.P.-2m程度で、干潮時も落差工の半分以上は水の中となっている。常に干満の差を受けることを考えると、それほどの支障にはなっていないものと考えられる。

それから、0.2から0.5、または0.3から0.5mの落差工についても、最大で50cm程度であるので、多少の出水があったときに、水面の落差が緩和されると想定しており、大きな支障になっているというようには考えていない。

**【委員】**

精進川の落差工の4箇所というのは、25ページの堰の4箇所と同じか。

24ページの池尻川の落差工3箇所については、記載されていないということか。

**【事務局】**

そのとおりであるので、整合をとるよう修正する。

**【委員】**

資料－２の２９ページの水質の現状で、池尻川は平成２６年に改善されていると書いてあるが、参考資料を見るとE類型より悪い。悪いのに改善されているという表現は適切ではないのではないか。

また、参考資料の表は、平成２６年までだが、図が平成２７年まで測定結果が描いてあるので、そこまでであるとわかりやすい。

**【事務局】**

平成２６年については、その前の２３年から２５年までが非常に悪かったため、その比較で改善という表現をしている。依然として悪い状況であることがわかるよう記載を修正する。

参考資料についても、平成２７年の数値を整理する。

水質については、池尻川はBODがE類型程度、精進川はAA類型程度ということで、畜産業の影響もあってかなり差がある。水質の維持というところの目標の中では、関係機関や地域住民と連携を図り、池尻川については水質の改善に努め、精進川については現在有している良好な施設の維持に努めると書いており、それぞれの川に必要な目標を設定していきたいと考えている。

**【委員】**

参考資料の評価基準に、池尻川はいわゆるE段階の２倍になったらという表現がある。一方で、精進川は今までAAからA段階でありながら、なぜ池尻川と同じ表現になるのか。池尻川は問題ないが、精進川はなぜ評価基準をEまで悪くするのか。

**【事務局】**

検討して修正する。

**【委員】**

資料－２の１５ページで、２つの河川で土地利用の傾向が違い、精進川は市街地が非常に拡大している。温室がその他の農用地に入っているのか、建築用地だから一般市街地と考えているのか、人口は横ばいなので、この変化について説明してほしい。

**【事務局】**

参考資料に精進川の将来市街化想定のもととなるグラフがあり、H21再分類1というところで、その他の農用地について建物占有率28.6%以上の部分を建物用地として再分類している。これはガラスハウスを考慮し、計算上市街地扱いとしているためである。

**【委員】**

両方の河川で同じ傾向が出るということはないのか。近接している河川なので、土地利用は似るのではないかと思うが、どうしてなのか。

**【事務局】**

同じ扱いをしているが、なぜ土地利用の傾向が異なるかは把握していない。

**【委員】**

資料－２の４４ページで水門に設置する津波防潮壁が T.P.8.6m ということで、漁港の周囲を漁港管理者が同じ高さで壁をつくって、一体的に連続性を確保するということが書かれている。河川管理者と港湾管理者で、調整して施工計画をつくるような体制になっているのか。

**【事務局】**

現時点では具体的な計画はないが、費用を出し合っって一体的に施工するなど調整しながら実施していく予定である。

**【委員】**

県下で該当する箇所がかなりあると思うので、管理者間の連携をしっかりとっていただきたい。

**【事務局】**

ここも含めて、あいち地震対策アクションプランに位置づけているところは、一体で整備して効果を出すことを前提に調整している。

**【委員】**

アンケート案に現状と課題が書かれているが、課題がどれなのか読み取りづらい。

**【事務局】**

洪水対策、高潮対策については、現状で特に課題等はないと考えている。津波対策については非常に大きな課題であるので、想定される津波対策をしっかりとっていくことが必要だということを書いている。

**【委員】**

アンケート案に環境の課題が書かれていない。３０年先の河川を示す中で環境の課題がないのはどうかと思うので、明記してほしい。

**【事務局】**

記載する。